



Vol.43

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★今年1年を振り返って

今年もあと少しで終わりを迎えようとしています。今年も色々なことがありましたので、今年のニュースレターの締めくくりとして1年を振り返ってみたいと思います。

今年の初めは去年からの団交案件が3件ほど続いており、いずれも重たい案件でしたが、何とか解決することができました。団交で円満解決するには、やはり会社側も全く譲歩しないというわけにはいかないというのが実感です。去年も団交案件が多かったという総括をしましたが、今年は去年以上に多かったです。1回、2回の団交で解決に至った案件もあれば、未だに解決に至っていない案件もあります。1回目の団交で会社側が労働者側の勤務態度が悪いことを具体的に指摘したところ、その後団交申し入れが来なくなったという案件がありました。かなり珍しいケースだと思います。今年の12月は特に団交が多かったです。労働組合も何とか年内に団交を入れて欲しいと要求してきましたので、その結果として多くなったのかと思います。いずれも来年に持ち越しになってしまいましたが・・・。

弁護士が団交に出席することについては、色々考えがあると思いますが、最近では出席することだけでも意味があると思っています。それは、組合が「不当労働行為だ！」と間違ったことを言っても対応できるということもありますが、私としては会社に交渉に集中してもらいたいという思いがあります。せっきくの交渉の場ですから、会社の思い、考えていることを労働者、組合にぶつけるのもありだと思います。よく全部弁護士に任せたいという会社がいらっしゃいますが(気持ちは分かります)、せっきくの機会を逃すのはもったいないと思います。労働組合は攻めるのは得意ですが、守りにはあまり慣れていないので結構効果があります。難しいかもしれませんが、そのくらいの気持ちで団交に臨んだ方が良い結果につながると思います(もちろん限度はありますが)。

原告から「和解はしない」と言われて和解が難しいと思われた事件も、なんとか和解により終了することができました。和解は粘りが大切です。証人尋問前に和解できなくても、証人尋問後、判決が出るまではトライし続けて、原

Labor-management.net News Vol.43

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岡正俊が解決！

告本人にも裁判所に来てもらって、何にこだわっているのか聞いてもらったり、思い切った金額を提示したりすれば和解できるはずです。裁判官から「その金額では無理でしょ。」と言われていた金額を、無理でも一度提示してみてくださいとお願いして提示してもらったところ、あっさり和解できたこともありました。

今年の終わり頃には、休職期間満了による退職の効力が問題となり、審理に2年以上かかった裁判の判決がありました。結果は、会社がほぼ勝訴で、とても良い結果でした。この案件は、私も休職に入る前からご相談を受けていた案件で、会社の担当の方と相談しながら進めてきて、最後はやむなく休職期間満了により退職とした事件でした。残念ながら裁判になってしまいました。当初から関与しており内容も把握していたため、裁判での主張立証もやりやすかったです。自分が関わっていただけに、判決を聞いて嬉しいというよりもホッとしたというのが正直なところでした。

この事件でも改めて思いましたが、会社側で労働事件を扱う弁護士としては、できるだけ早い段階から関わるのが大切だということです。弁護士から内容証明が来た、裁判を起こされた、労働組合から団交申し入れが来たと

いった段階でご相談を受ける、受任するということも多く、そのような場合でも、知識や経験を駆使して、可能な限り会社に有利な結果になるよう努めるのは当然です。しかし、材料が豊富にそろっている中で料理をするのと、ほとんど材料がない中で料理をするのでは、全く違うと思います。材料を用意する、下ごしらえをするといった段階から弁護士が関与することによって、選択肢も広がりますし、強気に出られることも多くなると思います。

最近は大企業だけでなく、中小企業も、労務リスクを意識するようになってきており、日頃から労務管理についてご相談いただけるようになってきたので、大変良いことだと思います。

さて、私共の事務所も、今年から名前を変えて業務を行ってきて、「杜若」という名前もだいぶ浸透してきたのではないかと考えています。今年は（正確には去年の12月末ですが）友永弁護士、樋口弁護士もメンバーに加わり、人員としても体制が整ってきました。来年もスピーディーで具体的なアドバイスができるよう心がけて参りますので、引き続き「杜若経営法律事務所」をよろしくご依頼申し上げます。

それでは皆様、良いお年をお迎えください。